

# 小美玉市シティプロモーション指針（案）

## シティプロモーション指針策定の背景

人口減少・少子高齢化に進展による「地域の担い手不足の深刻化」が、我が国全体の大きな課題となっています。

小美玉市シティプロモーション（※1）指針は、小美玉市に対する参画・関与意欲を高め、「まちに真剣になる人」や「市外の小美玉ファン」を増やし、地域への愛着や誇りと当事者意識を持つ「シビックプライド（※2）」の高い地域の担い手を創出し、その地域の担い手が本市の魅力を市内外に効果的に発信する「共創参画プロモーション（※3）」を推進するため、考え方や取組方針等をまとめたものです。

### ※1 シティプロモーション

地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

（東海大学 河井孝仁 教授）

### ※2 シビックプライド

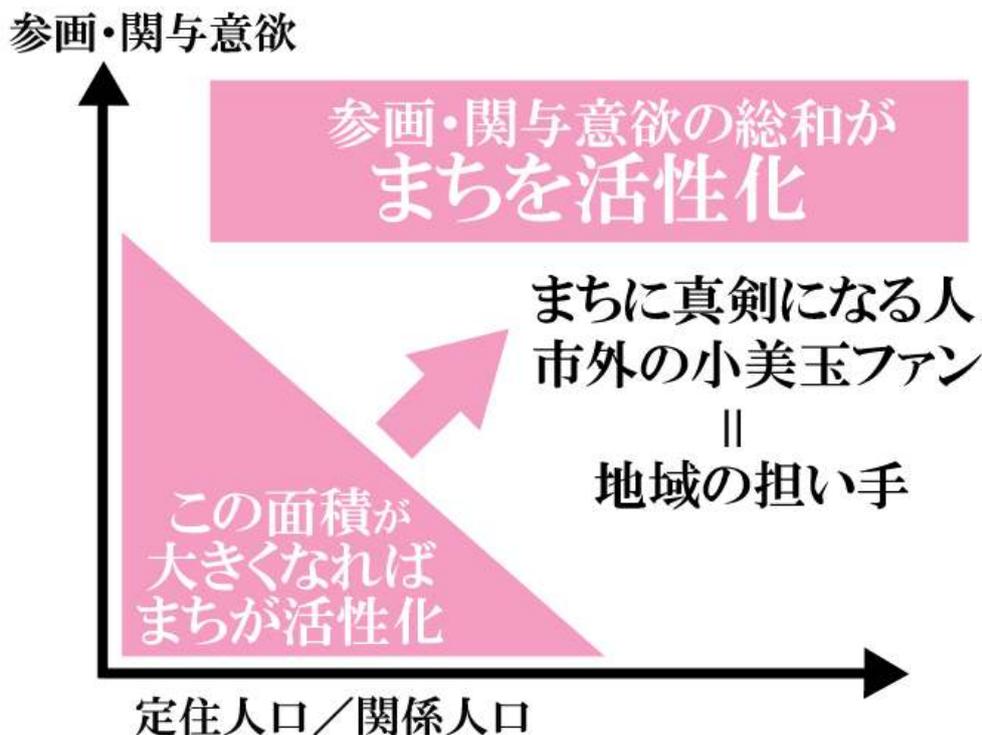
地域への愛着に加え、「地域をより良い場所にするために自分自身が関わっている」「自分がこの地域の未来をつくっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。

### ※3 共創参画プロモーション

シティプロモーションには、市民や域外に住みながら積極的に参画してくれる・応援してくれる人たちがどれだけまちに関わろうとする意欲を持っているのか、共に創っていく「共創参画」という発想が求められる。（東海大学 河井孝仁 教授）

図1 市内外の人々の参画・関与意欲の総和がまちを活性化し、地域の担い手を創出する

（東海大学 河井孝仁 教授）



## 小美玉市のシティプロモーションのねらい

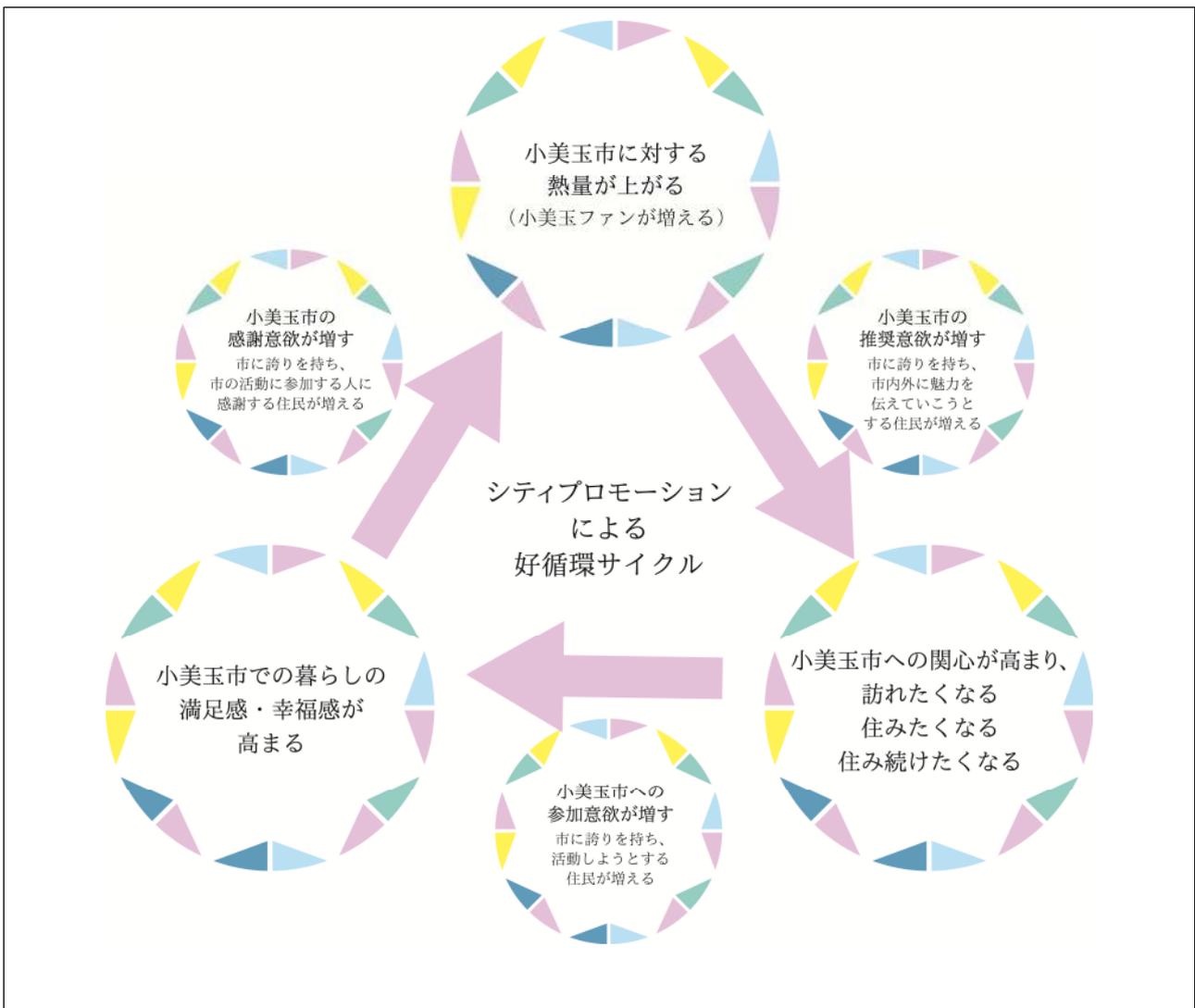
地域を持続的に発展させるために最も大切なのは、地域に暮らし、持続的に地域の幸せを創り出そうとする住民の存在です。小美玉市を知人に推奨する人、小美玉市をより良くしようとする活動に参加する人、小美玉市のために頑張っている人に感謝する・応援する人。これらの人たち＝地域の担い手をシティプロモーションによって創出します。

進学や就職で転出した人たちも、地域の担い手として捉えることもできます。年に一度の祭りや伝統行事に帰ってきて参加したり、文化芸術・スポーツで子どもたちに指導したり、ふるさと納税で支援するなど、市外に住んでいても地域の担い手になってもらうことができます。

地域の担い手の「推奨意欲」「参加意欲」「感謝意欲」によって小美玉市に対する熱量が上がることで、小美玉市を訪れたい・住みたい・住み続けたい気持ちが高まり、暮らしの満足感・幸福感が高まる、「シティプロモーションによる好循環サイクル（図2）」を生むことをねらいとしています。

また、地域の状況や急速な社会変化に即応していくため、本指針を適宜見直していきます。

図2 シティプロモーションによる好循環サイクル



## 小美玉市のシティプロモーションとは

小美玉市のシティプロモーションの内容を次のとおり整理します。

### 1. 小美玉市のシティプロモーションは、何のために行うのか

- ①小美玉市への熱量を高め、シビックプライドを醸成し、地域の担い手を創出する
- ②地域の担い手が、人・モノ・金・情報等の地域資源を活用できるようにする
- ③地域の担い手に、本市の魅力を市内外に効果的に発信してもらう

### 2. 小美玉市のシティプロモーションは、どのような流れで行うのか

#### 【共創参画プロモーションの流れ（図3）】

#### ①魅力創造発信強化

- ・他のまちにはない、小美玉市ならではの魅力を市民参画により発掘し、「小美玉市と言えば〇〇」という小美玉市のイメージを創出し、磨き上げ、「小美玉市はこんなにも魅力的だ」とつい語りたくなる状態をつくる

#### ②シビックプライド強化

- ・小美玉市への愛着と誇り、当事者意識を持つ人が増える

#### ③地域への参加参画向上

- ・シビックプライドが強化されると、まちに関わる人が増えてくる

#### ④地域のさらなる魅力向上

- ・行政やNPOにとどまらず、多様な主体の力によって地域の魅力が強化される

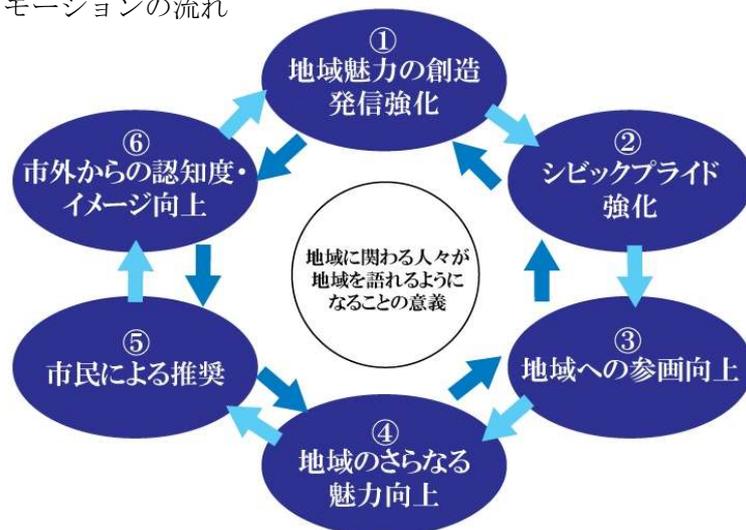
#### ⑤市民による推奨

- ・「小美玉いいね」と市民が推奨し、発信しだす

#### ⑥市外からの認知度・イメージ向上

- ・市民が推奨・発信すると、市外からの認知度やイメージ向上に繋がる
- ・市外の認知度が増えイメージが向上し「小美玉いいね」と言われる
- ・「いいね」と言われると、もっと良いまちにしたいくなる
- ・自分たちがまちに参加参画することによって、より素敵なまちにしていこうとする
- ・自己肯定感が高まる

図3 共創参画プロモーションの流れ



## 評価方法

シティプロモーションの成果を客観的に検証するため、mGAP（修正地域参画総量※3）を計測して効果測定を実施します。

※3 mGAP（modified Gross Area Participation／修正地域参画総量指標。図4）

市民による、

①住んでいるまちをお勧めしたいという思い【推奨意欲】

②住んでいるまちをより良くするために、まちにかかわりたいという思い【参加意欲】

③まちをより良くするために、まちのために頑張っている人に感謝したいという思い【感謝意欲】

市外に住むターゲットとなる人々による、

④まちをお勧めしたいという思い【地域外ターゲットによる推奨意欲】

以上4つの意欲の量の足し算によって計算する。

各意欲の量は、意欲に人数を掛け算して求める。

意欲は、フレデリック・F・ライクヘルドが提示した、ブランドの力を計測するための指標である「ネット・プロモーター・スコア（NPS）」を参考に定量化する（図5）。

mGAPで用いるNPSは、10点から0点までで意欲の強さを尋ね、8点以上を「推奨者」、5点以下を「批判者」とし、推奨者の割合から批判者の割合を引くことで得られる数値によって求める。

図4 mGAP（修正地域参画総量）

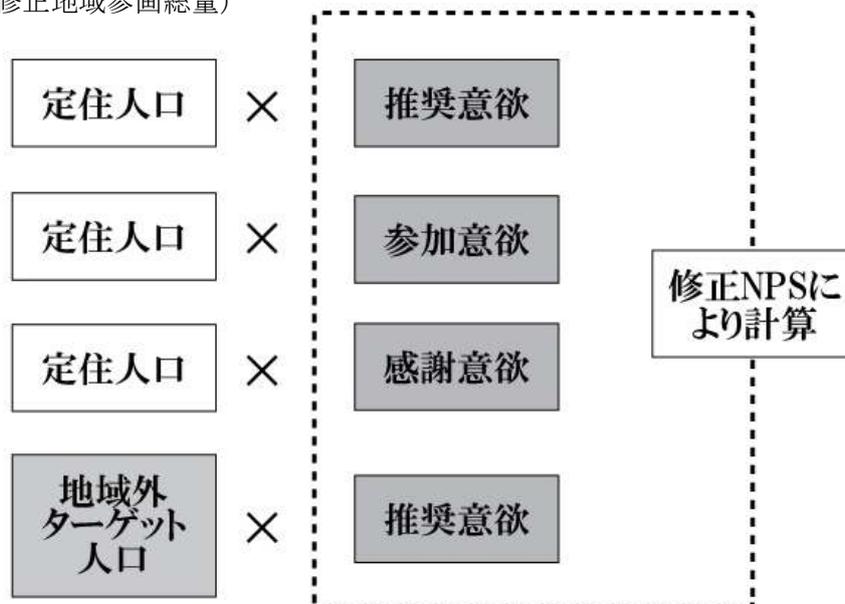
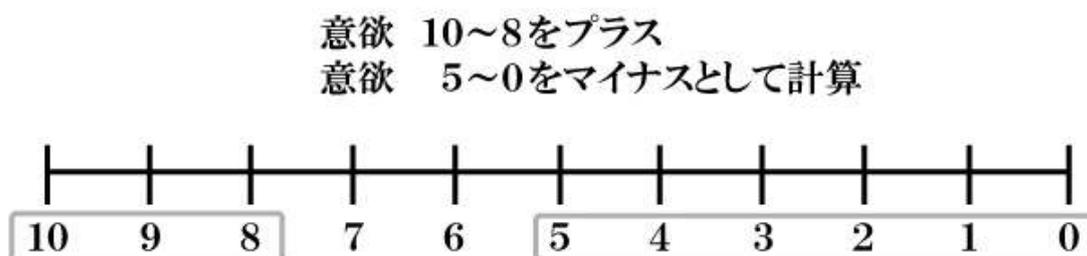


図5 修正NPS（ネット・プロモーター・スコア）



F.ライクヘルド『ネット／プロモーター経営』  
をもとに、河井孝仁氏（東海大学教授）が補正

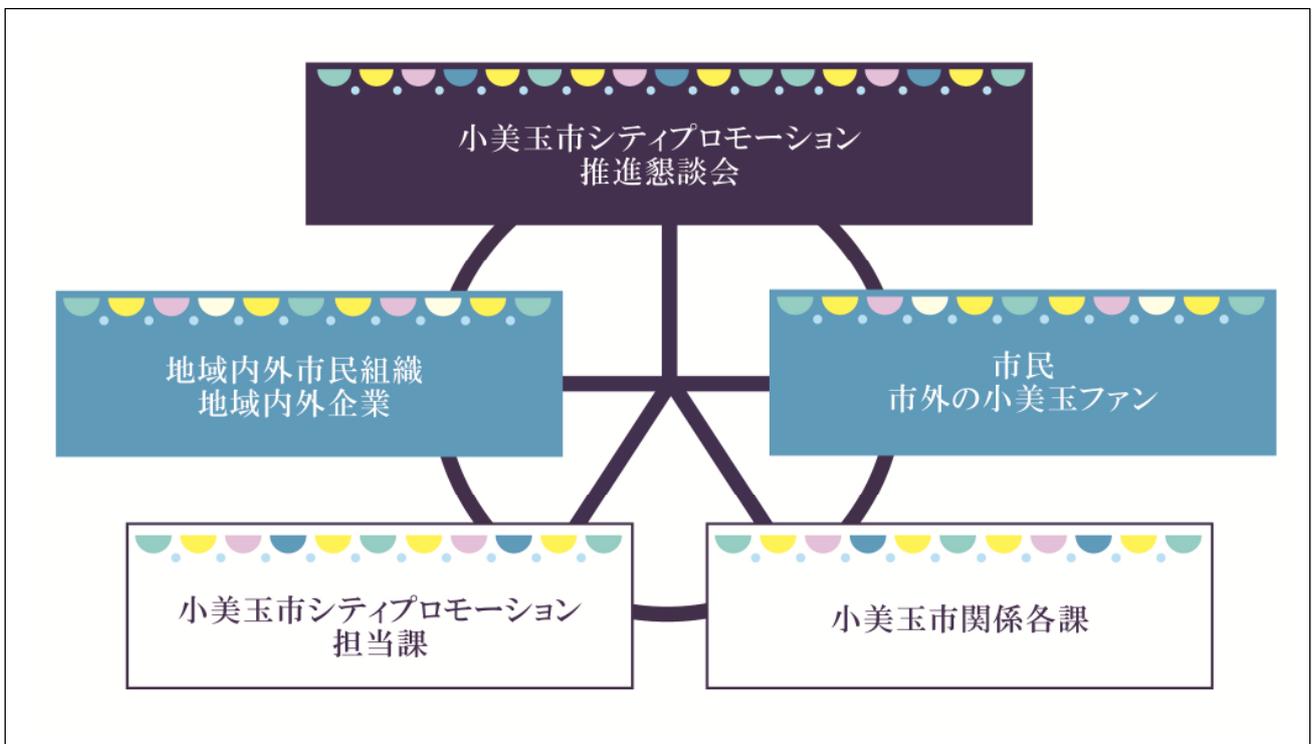
## 推進体制

### 1. 推進体制

シティプロモーションの推進体制については、公募市民・関係機関・専門家で構成するシティプロモーション推進懇談会を中心に、小美玉市、市民や市外に住む小美玉ファン、地域内外の市民組織や企業が参加・参画・連携して進めていきます。

小美玉市シティプロモーション懇談会が進捗管理・評価・検証を行い、小美玉市はシティプロモーション担当課による庁内関係各課への支援により、地域参画総量を増やす取り組みを行います。

図6 推進体制図



## ブランドメッセージ

1. 小美玉市シティプロモーション推進懇談会は、本指針の草案に伴い、本市総合計画や総合戦略と連動した「ダイヤモンドシティ小美玉 ～見つける。みがく。光をあてる～」を本市のブランドメッセージ（※4）として採用し、シティプロモーション活動の要として、各施策・事業など小美玉市における様々な取り組みと結び付けます。



私に光があたったのは  
小美玉のことを一生懸命考えている人との出会い。  
「あなたのことが必要です」  
その一言で毎日が楽しくなった。

一緒にやろうという仲間たちと  
小さな想いを磨き合う時間。

やりたいことに光があたって輝いて。  
住んでいる人が主役になるまち小美玉。  
今度は私が誰かを輝かせる番。

一人ひとりが小さく美しく輝く玉のように。  
一人ひとりがダイヤモンドの原石。

見つける。みがく。光をあてる。  
ダイヤモンドシティ小美玉

### ※4 ブランドメッセージ

地域の魅力、独自性、優位性などを踏まえ、「どんな人が共感できるまちなのか」「どんな暮らしができるまちなのか」をわかりやすく表現したものであり、シティプロモーション活動の要となるもの。

## 小美玉市シティプロモーション推進懇談会設置条例

(設置)

第1条 市が実施するシティプロモーションの施策について、市、市民及びシティプロモーション関係団体（以下「関係団体」という。）の連携により、円滑かつ総合的な推進を図るため、小美玉市シティプロモーション推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) シティプロモーションの指針の策定に関すること。
- (2) シティプロモーションの施策の推進に関すること。
- (3) その他シティプロモーションに関し必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 懇談会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、シティプロモーション担当部署において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。